職業安定分科会雇用保険部会(第144回)

資料1-2

令和2年 12 月 11 日

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の 臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和2年法律第54号。以下「特例法」という。)第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期限については、令和2年9月30日に公布・施行された新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第168号)により、令和2年9月30日から同年12月31日まで延長したところ。

今般、足下の新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、支給の対象となる休業の期限を令和2年12月31日から令和3年2月28日まで延長することを内容とする新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則(令和2年厚生労働省令第125号。以下「特例則」という。)の改正を行う。

2. 改正の概要

特例則第3条第1項において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期間を「令和2年4月1日から同年12月31日までの間」としているところ、「令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間」に期間の延長を行うもの。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公 布 日 令和2年12月下旬(予定) 施行期日 公布の日

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(概要)

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金 (休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・ 給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の日数 (30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額(11,000円が上限)

② 休業実績

3 手続内容

① 申請方法: 郵送、オンライン

(労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能)

② 必要書類:(i) 申請書、(ii)支給要件確認書※

(iii)本人確認書類、(iv)口座確認書類、(v)休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、

※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付(この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。)。

4 実施体制等

- 都道府県労働局において集中処理
- 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置